

平成30年第1回阿波市議会臨時会会議録（第1号）

招集年月日 平成30年4月13日

招集場所 阿波市議会議場

出席議員（20名）

1番 武澤 豪	2番 北上 正弘
3番 後藤 修	4番 坂東 重夫
5番 藤本 功男	6番 笠井 安之
7番 中野 厚志	8番 笠井 一司
9番 川人 敏男	10番 檜原 伸
11番 松村 幸治	12番 吉田 稔
13番 森本 節弘	14番 江澤 信明
15番 檜原 賢二	16番 木村 松雄
17番 阿部 雅志	18番 出口 治男
19番 原田 定信	20番 三浦 三一

欠席議員（なし）

会議録署名議員

19番 原田 定信	20番 三浦 三一
-----------	-----------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

市長 藤井 正助	副市長 町田 寿人
政策監 木具 恵	教育長 坂東 英司
企画総務部長 安丸 学	市民部長 三浦 康雄
健康福祉部長 野崎 圭二	産業経済部長 阿部 芳郎
建設部長 川野 一郎	教育部長 妹尾 明
会計管理者 阿部 守	企画総務部次長 坂東 孝一
市民部次長 矢田 正和	健康福祉部次長 寺井 加代子
健康福祉部次長 大森 章司	産業経済部次長 岩佐 賢二
建設部次長 猪尾 正	教育部次長 湯藤 義文
教育部次長 吉川 和宏	吉野支所長 藤川 靖人
土成支所長 井上 百合子	阿波支所長 塩田 英司
水道課長 藤野 芳大	農業委員会事務局長 石川 久

監査事務局長 阿 部 仁 子

財 政 課 長 稲 井 誠 司

職務のため出席したものの職氏名

議会事務局長 那 須 啓 介

事務局議事総務課長 笠 井 久美代

事務局議事総務課主査 藤 岡 知 寛

議事日程

1 臨時議長選出

2 臨時議長あいさつ

3 市長あいさつ

日程第 1 仮議席の指定について

日程第 2 議長選挙について

追加日程第 1 議席の指定について

追加日程第 2 会議録署名議員の指名について

追加日程第 3 会期の決定について

追加日程第 4 副議長選挙について

追加日程第 5 常任委員会委員の選任について

追加日程第 6 議会運営委員会委員の選任について

追加日程第 7 発議第 1 号 議会広報特別委員会設置について

追加日程第 8 発議第 2 号 観光開発特別委員会設置について

追加日程第 9 発議第 3 号 公営施設（事業）民営化特別委員会設置について

追加日程第 10 発議第 4 号 地域活性化インターチェンジ設置特別委員会設置について

追加日程第 11 徳島中央広域連合議会の議員選出について

追加日程第 12 中央広域環境施設組合議会の議員選出について

追加日程第 13 阿北特別養護老人ホーム組合議会の議員選出について

追加日程第 14 阿北環境整備組合議会の議員選出について

追加日程第 15 阿北火葬場管理組合議会の議員選出について

追加日程第 16 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて

（平成 29 年度阿波市一般会計補正予算（第 9 号）について）

追加日程第 17 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて

（平成 29 年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算

(第4号) について)

- 追加日程第18 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成29年度阿波市農業集落排水事業特別会計補正  
予算(第2号) について)
- 追加日程第19 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成29年度阿波市介護保険特別会計補正予算(第  
3号) について)
- 追加日程第20 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて  
(阿波市国民健康保険条例の一部改正について)
- 追加日程第21 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて  
(阿波市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用  
弁償に関する条例の一部改正について)
- 追加日程第22 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて  
(阿波市後期高齢者医療に関する条例の一部改正につ  
いて)
- 追加日程第23 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて  
(阿波市税条例等の一部改正について)
- 追加日程第24 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて  
(阿波市国民健康保険税条例の一部改正について)
- 追加日程第25 承認第10号 専決処分の承認を求めることについて  
(阿波市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業  
の運営に関する基準を定める条例の一部改正につい  
て)
- 追加日程第26 承認第11号 専決処分の承認を求めることについて  
(阿波市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関  
する基準を定める条例の一部改正について)
- 追加日程第27 承認第12号 専決処分の承認を求めることについて  
(阿波市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に  
関する基準を定める条例の制定について)
- 追加日程第28 承認第13号 専決処分の承認を求めることについて

(阿波市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関し必要な事項を定める条例の一部改正について)

追加日程第 29 承認第 14 号 専決処分の承認を求めることについて

(阿波市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について)

追加日程第 30 承認第 15 号 専決処分の承認を求めることについて

(阿波市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について)

追加日程第 31 承認第 16 号 専決処分の承認を求めることについて

(阿波市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について)

追加日程第 32 承認第 17 号 専決処分の承認を求めることについて

(阿波市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正について)

追加日程第 33 議案第 31 号 監査委員（議会選出）の選任について

午前10時00分 開会

○議会事務局長（那須啓介君） 失礼いたします。議会事務局長の那須でございます。

ただいまより臨時会を始めさせていただきます。

本臨時会は、選挙後初めての議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、年長議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。

出席議員の中、出口治男議員が年長の議員でございますので、ご紹介申し上げます。

出口治男議員、議長席によりしくお願いいたします。

○臨時議長（出口治男君） ただいま紹介されました出口治男でございます。地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。

このたびご当選されました議員の皆様、私からともにお喜びのご挨拶を申し上げます。私たち20名、阿波市民の皆様方の負託に応え、市議会議員としての職責を全うすべく、日々研さんしてまいりたいと思います。

現在の出席議員は20名で定足数に達しており、議会は成立しました。

ただいまから平成30年第1回阿波市議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程に入ります。

本日の日程は、お手元に配付いたしました日程表のとおりです。

ここで初議会に当たり、藤井市長からご挨拶がございます。

藤井市長。

○市長（藤井正助君） おはようございます。

開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、去る3月25日に執行されました阿波市議会議員一般選挙におきまして、はえあるご当選をされたこと、まずもって心よりお喜びを申し上げます。

また、本日は平成30年第1回阿波市議会臨時会を招集しましたところ、議員各位には大変お忙しい中ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

現在の地方を取り巻く社会情勢は非常に厳しいものがございますが、市民の皆様の大きな負託を受け、ご当選された議員各位の今後のご活躍を心よりご祈念申し上げます。私も、いま一度気持ちを新たに、市民の皆様や市議会議員を初めとする議員各位のご意見を

お聞きしながら、職員とともに市民と歩む輝くまちづくりに向け取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご支援、ご協力を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

それでは、何点か行政報告をさせていただきます。

厳しい財政状況の中、より効果的で市民ニーズに的確に対応できる組織体制を構築するため、4月1日付で組織機構の見直しと人事異動を行いました。具体的には、さらなる地方創生各種施策の推進のため企画総務部企画総務課内へ地方創生推進室を、公共施設利活用の効率的推進に向け建設部内に営繕課を、こども園整備構想の実現に向け健康福祉部内へこども園推進室を、教育環境の充実を図るため教育委員会事務局内に教育部を、市議会運営の円滑化、効率化を図るべく議会事務局内に議事総務課を、それぞれ新たに設置したところでございます。

職員につきましては、3月末の退職者数は18名、新規採用者は15名となっております。これにより4月1日現在の職員数は3名減の376名となっております。

そうした中、農地等の利用の最適化を推進するため、新たに発足した農地利用最適化推進委員との連携強化を図るため、農業委員会事務局職員を増員するなど、新たな政策に対し、限られた人材の適正配置を行ったところでございます。

加えて、市民の多様化するニーズに柔軟かつ的確に対応し、政策立案や部局間の調整機能の強化を図るために、各課に政策担当リーダーを任命配置したところでございます。

今後におきましても、さまざまな課題に対しまして職員の英知を結集し、創意工夫を凝らしながら、各部局が連携してソフト、ハードの両面から施策を推進するとともに、効果的な事務執行に努めてまいります。

次に、3月4日は、阿波山麓沿いの市道に設定しました県下初の日本陸連のハーフマラソン公認コースにおきまして、阿波シティマラソンを開催いたしました。遠くは宮城県、福岡県から、また過去最高の総勢880名の方々のご参加をいただきました。ハーフマラソン、チャレンジマラソンの入賞者には、阿波市特産認証品を詰め合わせた市のお墨つきブランドなどを贈呈させていただくとともに、全ての参加選手に御所のたらいうどんを味わっていただきました。

また、アエルワでは、認証品の展示や試食販売、ランの展示販売を行い、阿波市の認証品や阿波市産洋ランのPRも行いました。

本大会は、今回で13回目を迎え、認知度も増してきておりまして、本市を代表するイベントの一つとして、今後ますます盛会な大会になるよう取り組んでまいります。

次に、第2次阿波市農業振興計画についてであります。

本市では、平成23年に県下一の農業地帯で育まれる活力ある阿波市農業を将来像とした第1次阿波市農業振興計画を策定し、計画の実現に向けてさまざまなきめ細やかな農業施策を進めてまいりました。

一方、計画策定から7年が経過し、この間の農業者の高齢化による担い手不足の深刻化、耕作放棄地の増加など、農業を取り巻く環境の変化などを踏まえ、阿波市農業を持続的に発展させるため計画の見直しを行い、このたび第2次阿波市農業振興計画を策定いたしました。

この計画では、厳しい時代背景のもと、今まで培われてきた伝統ある農業と新たな活力ある阿波市農業の構築に向けてチャレンジする体制づくりが重要であるため、伝統と挑戦が築く活力ある阿波市農業を将来像として掲げ、農業情勢の変化にも柔軟に対応できる施策を展開してまいります。

次に、3月7日に、阿波市特産品認証制度の認証品として認められた製品の生産者、販売者に対し、特産品認証書の授与式を行いました。今年度に認証された製品はトマトの加工品など7製品で、特産品認証数は19製品となりました。

今後も、阿波シティマラソンを初めとする市のイベントはもとより、徳島県や他自治体と連携して参加する県内外でのイベントで特産品をPRするとともに、ふるさと納税の返礼品として積極的に活用し、本市のイメージアップを図ってまいります。

次に、阿波市総合戦略の基本目標を達成するため、新規就農をパッケージ化した移住促進事業として、全国から農業女子を募集し、4月2日に地域おこし協力隊員として2名の方を任命いたしました。協力隊員は、土成町の三木洋一氏経営の御所ブドウ農園と阿波町の影山輝信氏経営の影山養蜂研究所に入りまして、活動を開始しております。

この事業は、農家で研修を行い、技術継承後に就農や6次産業化を目指すもので、協力隊員の活躍により、本市の主産業である農業を活性化させるだけでなく、将来的には加工品の開発やワインショップの開店を見据え、新しい人の流れや従業員の雇用なども生むなど、商業や観光面にも効果が生まれる事業に育つことを期待しているところでございます。

次に、観光振興についてでございます。

行政、民間が一体となって戦略的に取り組む一般社団法人イーストとくしま観光推進機構が、いよいよこの4月よりスタートすることになりました。本市を含む徳島県東部地域

の魅力が国内外を問わず多くの観光客に認知され、そして選択される地域となるよう、本市からも職員1名を派遣しまして、本市独自の観光振興に加え、広域的な観光振興を強化してまいりたいと考えております。

また、4月4日には、台湾から小松島港へ寄港しましたクルーズ船の乗客に対しまして、阿波市の魅力を伝えるため、たらいうどんなどの物産販売を行い、一部商品が完売し、大きな手応えを得ることができました。引き続き、外国人の観光客誘客に向けた取り組みを進めてまいります。

次に、消費者行政についてでございます。

近年、環境や社会に配慮して消費するエシカル消費行動への関心が高まる中、その認知度をさらに向上するため、3月12日、「とくしまエシカルアカデミー in 阿波市」がアエルワで開催されました。エシカル消費に対する関心を高めるとともに、意識の醸成につながる有意義なイベントとなりました。

最後に、4月5日、春の全国交通安全運動の一環として、阿波吉野川警察署阿波庁舎におきまして、「快適ドライブ県道鳴池キャンペーン」を実施しました。

最近では、あおり運転や運転中のスマートフォン操作といった危険運転が全国的に問題となる一方で、シートベルト着用の徹底というこれまでの課題を残しているのが現状でございます。こうした中、4月6日から春の全国交通安全運動が実施されております。この運動を通じまして、市民の皆様一人一人の交通安全意識の向上や交通ルールの遵守、正しい交通マナーの実践が図られるよう関係団体と一致団結し、啓発活動に努めてまいります。

以上、報告を申し上げ、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いたします。

~~~~~

#### 日程第1 仮議席の指定について

○臨時議長（出口治男君） 日程第1、仮議席の指定をいたします。

仮議席は、ただいまご着席の議席と指定いたします。

~~~~~

#### 日程第2 議長選挙について

○臨時議長（出口治男君） 次に、日程第2、議長の選挙を行います。

選挙の方法についてお諮りいたします。

選挙は指名推選といたしますか、それとも単記無記名投票とすることにいたしますか。

原田定信君。

○19番（原田定信君） 指名推選によりまして森本節弘君をお願いしたいと思います。

○臨時議長（出口治男君） ほかにありませんか。

中野厚志君。

○7番（中野厚志君） 選挙で投票をお願いしたいと思います。

○臨時議長（出口治男君） 選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選は全会一致のみとなっておりますので、投票で行います。

選挙は単記無記名投票で行います。

執行部の退席を求めます。

〔執行部 退席〕

○臨時議長（出口治男君） 議場の出入り口を閉じます。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（出口治男君） ただいまの出席議員数は20名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（出口治男君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（出口治男君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（出口治男君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

事務局長、点呼を命じます。

（「あれ開票、投票立会人言わな」「投票立会人、開票だけ」  
「投票はなかったのかな」「開票だけかいな、ほんま、失礼しました」と呼ぶ者あり）

〔事務局長点呼、投票〕

○臨時議長（出口治男君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（出口治男君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

〔執行部 入場〕

○臨時議長（出口治男君） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番武澤豪君、2番北上正弘君を指名いたします。よって、両名の立ち会いを願います。

投票箱を開き、投票の点検をさせます。

〔開 票〕

○臨時議長（出口治男君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 20票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち

有効投票 20票

無効投票 0票

有効投票中

森本節弘君 19票

中野厚志君 1票

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は5票であります。よって、森本節弘君が議長に当選されました。（拍手）

ただいま議長に当選されました森本節弘君が議長におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知をいたします。

それでは、森本節弘君に当選の挨拶をいただきたいと思います。

○13番（森本節弘君） ただいまの議長選挙におきまして、不肖森本節弘、多数の議員各位のご推挙により、第12代阿波市議会議長に決定していただき、まことに身に余る光栄と存じ、衷心より深く感謝申し上げます。

地方分権改革が進み、地方自治に関する制度等が改正され、議会の果たす役割はますます重要となっており、阿波市におきましても、広域行政等の問題も含め例外ではございません。その責務を全うすべく日々研さんする覚悟はもちろんのこと、今後とも市民の皆さま

んのご意見を市政に反映し、活発な議会活動を目指すとともに、議長として円滑な議会運営を行ってまいりたいと存じます。どうぞ議員の皆様、市長を初め理事者の皆様におかれましても、ご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが、挨拶といたします。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

(拍手)

○臨時議長（出口治男君） 以上のとおり、森本節弘君が議長に当選されましたので、臨時議長としての役をこれで終了いたしたいと思います。

ご協力ありがとうございました。

森本議長、議長席をお願いいたします。

暫時休憩をいたします。

午前10時31分 休憩

午前10時34分 再開

〔議長交代〕

○議長（森本節弘君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから議長役を務めさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

議事日程についてお諮りいたします。

ただいまお手元に配付いたしております追加議事日程のとおり、本日の日程に追加し、議題といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本節弘君） 異議なしと認めます。よって、議事日程を追加することに決定いたしました。

~~~~~

#### 追加日程第1 議席の指定について

○議長（森本節弘君） 追加日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、現在の仮議席番号を本議席といたします。

~~~~~

#### 追加日程第2 会議録署名議員の指名について

○議長（森本節弘君） 追加日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、19番原田定信君、2

0番三浦三一君の両名を指名いたします。

~~~~~

### 追加日程第3 会期の決定について

○議長（森本節弘君） 追加日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

会期の決定については、4月9日に議会運営委員会が内定者により開かれておりますので、結果について委員長の報告を求めます。

江澤信明議会運営委員長。

○議会運営委員長（江澤信明君） 森本議長より指名がございましたので、議会運営委員会の協議の結果についてご報告申し上げます。

平成30年第1回阿波市議会臨時会の運営協議のため、4月9日午前10時から委員会室において、委員8名、理事者側から市長、副市長、政策監、企画総務部長のほか担当職員の出席のもと、議会運営委員会を開催いたしました。

まず、今臨時会の会期については、慎重に協議をいたしました結果、本日4月13日の1日限りと決定いたしました。

議事日程については、既に配付してあります日程表のとおりであり、正副議長選挙、委員会等の組織構成、市長提出議案の説明、質疑、討論、採決を行い、閉会を予定しております。

円滑な議会運営ができますよう、議員並びに理事者のご協力をよろしくお願いいたします、ご報告といたします。

○議長（森本節弘君） お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本節弘君） ご異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

~~~~~

### 追加日程第4 副議長選挙について

○議長（森本節弘君） 追加日程第4、副議長の選挙を行います。

選挙の方法についてお諮りいたします。

選挙は指名推選にいたしますか、それとも単記無記名投票とすることにいたしますか。

江澤信明君。

○14番（江澤信明君） 指名推選でお願いいたします。

樫原伸君を推選いたします。

○議長（森本節弘君） よろしいでしょうか。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本節弘君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま江澤信明議員より指名いたしました樫原伸議員を阿波市議会副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本節弘君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名されました樫原伸君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました樫原伸君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知をいたします。

それでは、樫原伸君に当選挨拶をいただきたいと思います。

○10番（樫原 伸君） ただいま副議長選、指名推選いただきました樫原伸でございます。選挙と思ってましたので、指名推選いただきまして本当にありがとうございます。大変名誉なことと存じ、心から皆さん方に感謝を申し上げます。

私もまだ2期8年、まだまだ議員としては未熟でございますけども、議長の補佐をしっかり務めながら市勢発展に向けて、また開かれた議会、市民の皆さんから信頼される議会を目指して取り組んでまいりますので、皆様方のご指導、ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。本日は大変ありがとうございました。（拍手）

○議長（森本節弘君） それでは、暫時休憩いたします。

午前10時41分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（森本節弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

**追加日程第5 常任委員会委員の選任について**

**追加日程第6 議会運営委員会委員の選任について**

○議長（森本節弘君） 追加日程第5、常任委員会委員の選任について及び追加日程第6、議会運営委員会委員の選任についてを一括して議題といたします。

常任委員の選任及び議会運営委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において指名いたします。

総務常任委員会委員に出口治男君、江澤信明君、川人敏男君、笠井一司君、中野厚志君、坂東重夫君、そして私森本節弘でお願いします。

文教厚生常任委員会委員に阿部雅志君、木村松雄君、吉田稔君、松村幸治君、藤本功男君、後藤修君、北上正弘君でお願い申し上げます。

産業建設常任委員会委員に三浦三一君、原田定信君、檜原賢二君、檜原伸君、笠井安之君、武澤豪君にお願いします。

議会運営委員会委員に三浦三一君、原田定信君、檜原賢二君、江澤信明君、吉田稔君、川人敏男君、笠井一司君、坂東重夫君でよろしくお願い申し上げます。

以上、それぞれ指名いたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本節弘君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君をそれぞれの常任委員及び議会運営委員に選任することに決定いたしました。

~~~~~

**追加日程第7 発議第1号 議会広報特別委員会設置について**

**追加日程第8 発議第2号 観光開発特別委員会設置について**

**追加日程第9 発議第3号 公営施設（事業）民営化特別委員会設置について**

**追加日程第10 発議第4号 地域活性化インターチェンジ設置特別委員会設置について**

○議長（森本節弘君） 次に、追加日程第7、発議第1号議会広報特別委員会設置についてから追加日程第10、発議第4号地域活性化インターチェンジ設置特別委員会設置についてを一括議題といたします。

提出議員江澤信明君の説明を求めます。

江澤信明君。

○14番（江澤信明君） それでは、特別委員会設置についてですが、阿波市議会委員会条例第6条及び阿波市議会会議規則第14条の規定により、4つの議案を提出いたします。

まずは、議会広報特別委員会設置に関する決議ですが、目的は議会広報紙の編集、発行及びその他の議会広報に関する調査研究で、委員定数は6名で、開かれた議会づくりを目指すものであります。

次に、観光開発特別委員会設置に関する決議ですが、目的は観光開発に関する調査研究で、委員定数は7名です。

次に、公営施設（事案）民営化特別委員会設置についてですが、目的は市財政の強化、市民サービスの向上です。委員の定数は7名です。

次に、地域活性化インターチェンジ設置特別委員会設置についてですが、目的は地域活性化インターチェンジに関する研究で、委員の定数は8名です。

全ての調査期限は、調査が終了するまで、閉会中の継続調査といたします。

以上、4つの特別委員会設置を求めます。ご賛同をお願いいたします。

○議長（森本節弘君） 説明が終わりました。

発議第1号から発議第4号については、事前に協議をいたしておりますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本節弘君） 異議なしと認めます。よって、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

発議第1号議会広報特別委員会設置についてから発議第4号地域活性化インターチェンジ設置特別委員会設置についてを原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本節弘君） ご異議なしと認めます。よって、発議第1号から発議第4号は原案のとおり可決されました。

ただいま設置されましたそれぞれの特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長により指名いたします。

まず、議会広報特別委員会委員に出口治男君、吉田稔君、笠井一司君、中野厚志君、藤本功男君、後藤修君、以上6名の委員を指名いたします。

次に、観光開発特別委員会委員に原田定信君、阿部雅志君、樫原伸君、川人敏男君、中

野厚志君、藤本功男君、武澤豪君、以上の7名の委員を指名いたします。

次に、公営施設（事業）民営化特別委員会委員に三浦三一君、樫原賢二君、樫原伸君、笠井一司君、坂東重夫君、後藤修君、北上正弘君、以上7名の委員を指名いたします。

次に、地域活性化インターチェンジ設置特別委員会委員に出口治男君、木村松雄君、江澤信明君、樫原伸君、吉田稔君、松村幸治君、笠井安之君、武澤豪君、以上8名の委員を指名いたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本節弘君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君をそれぞれの特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

ここで、休憩中に各常任委員会、議会運営委員会、各特別委員会それぞれを開会し、正副委員長の互選を行うよう、委員会条例第10条第1項の規定により招集いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時01分 再開

○議長（森本節弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に互選いただきました各常任委員会、議会運営委員会、各特別委員会の正副委員長を報告いたします。

総務常任委員会委員長に笠井一司君、副委員長に坂東重夫君、文教厚生常任委員会委員長に吉田稔君、副委員長に藤本功男君、産業建設常任委員会委員長に樫原賢二君、副委員長に笠井安之君、議会運営委員会委員長に江澤信明君、副委員長に川人敏男君、議会広報特別委員会委員長に出口治男君、副委員長に中野厚志君、観光開発特別委員会委員長に原田定信君、副委員長に武澤豪君、公営施設（事業）民営化特別委員会委員長に樫原賢二君、副委員長に後藤修君、地域活性化インターチェンジ設置特別委員会委員長に江澤信明君、副委員長に笠井安之君がそれぞれ選任されました。

以上で報告を終わります。

~~~~~

#### 追加日程第11 徳島中央広域連合議会の議員選出について

○議長（森本節弘君） 次に、追加日程第11、徳島中央広域連合議会の議員選出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選とすることとし、議長において指名することにいたしたいが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本節弘君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

それでは、直ちに議長において指名をいたします。

徳島中央広域連合議会の議員に新議長の森本節弘、新副議長の樫原伸君、そして木村松雄君、江澤信明君、以上4名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました徳島中央広域連合議会の議員を当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本節弘君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました4名の方が徳島中央広域連合議会の議員に当選されました。

ただいま当選されました議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

~~~~~

**追加日程第12 中央広域環境施設組合議会の議員選出について**

**追加日程第13 阿北特別養護老人ホーム組合議会の議員選出について**

**追加日程第14 阿北環境整備組合議会の議員選出について**

**追加日程第15 阿北火葬場管理組合議会の議員選出について**

○議長（森本節弘君） 次に、追加日程第12、中央広域環境施設組合議会の議員選出についてから追加日程第15、阿北火葬場管理組合議会の議員選出についての計4件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

それぞれの組合同約によって、議会の議長並びに議会の議員の中から互選された者をもって充てることとなっております。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選とすることにし、議長において指名することにいたしたいと思えます。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本節弘君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

それでは直ちに指名いたします。

中央広域環境施設組合議会の議員には、三浦三一君、出口治男君、阿部雅志君、木村松雄君、松村幸治君、檜原伸君、そして私森本節弘、以上7名を指名いたします。

阿北特別養護老人ホーム組合議会の議員には、吉田稔君、笠井一司君、中野厚志君、笠井安之君、坂東重夫君、後藤修君、そして私森本節弘、以上7名を指名いたします。

阿北環境整備組合議会の議員には、原田定信君、檜原賢二君、笠井一司君、中野厚志君、藤本功男君、北上正弘君、そして私森本節弘、以上7名を指名いたします。

阿北火葬場管理組合議会の議員には、原田定信君、江澤信明君、川人敏男君、武澤豪君、そして私森本節弘、以上5名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました議員を当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本節弘君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君が中央広域環境施設組合議会の議員、阿北特別養護老人ホーム組合議会の議員、阿北環境整備組合議会の議員、阿北火葬場管理組合議会の議員にそれぞれ当選されました。

当選された議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

~~~~~

追加日程第16 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度阿波市一般会計補正予算（第9号）について）

追加日程第17 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について）

追加日程第18 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度阿波市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について）

追加日程第19 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第3号）について）

追加日程第20 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて（阿波市国民

健康保険条例の一部改正について)

- 追加日程第 2 1 承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて（阿波市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について）
- 追加日程第 2 2 承認第 7 号 専決処分の承認を求めることについて（阿波市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について）
- 追加日程第 2 3 承認第 8 号 専決処分の承認を求めることについて（阿波市税条例等の一部改正について）
- 追加日程第 2 4 承認第 9 号 専決処分の承認を求めることについて（阿波市国民健康保険税条例の一部改正について）
- 追加日程第 2 5 承認第 1 0 号 専決処分の承認を求めることについて（阿波市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について）
- 追加日程第 2 6 承認第 1 1 号 専決処分の承認を求めることについて（阿波市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について）
- 追加日程第 2 7 承認第 1 2 号 専決処分の承認を求めることについて（阿波市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について）
- 追加日程第 2 8 承認第 1 3 号 専決処分の承認を求めることについて（阿波市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関し必要な事項を定める条例の一部改正について）
- 追加日程第 2 9 承認第 1 4 号 専決処分の承認を求めることについて（阿波市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について）
- 追加日程第 3 0 承認第 1 5 号 専決処分の承認を求めることについて（阿波市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について）

追加日程第31 承認第16号 専決処分の承認を求めることについて（阿波市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について）

追加日程第32 承認第17号 専決処分の承認を求めることについて（阿波市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正について）

○議長（森本節弘君） 追加日程第16、承認第1号専決処分の承認を求めることについて（平成29年度阿波市一般会計補正予算（第9号）について）から追加日程第32、承認第17号専決処分の承認を求めることについて（阿波市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正について）までの計17件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

藤井市長。

○市長（藤井正助君） 議長の許可をいただきましたので、本日提案いたしております議案につきまして提案理由の説明を申し上げます。

提案いたしております承認第1号から承認第17号の17件の議案につきましては、地方自治法第179条第1項の規定によりまして専決処分を行ったものでございます。その内容につきましては、予算案件4件、条例案件13件であり、それぞれこれを報告し承認をお願いするものでございます。

最初に、承認第1号につきましては、平成29年度阿波市一般会計補正予算（第9号）についてであります。歳入歳出それぞれ3億590万円を追加し、歳入歳出予算それぞれの総額を207億1,820万円とするものでございます。

次に、承認第2号につきましては、平成29年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてでございます。歳入歳出それぞれ5,525万円を減額し、歳入歳出予算それぞれの総額を59億4,980万3,000円とするものであります。

次に、承認第3号につきましては、平成29年度阿波市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出それぞれ234万円を減額し、歳入歳出予算それぞれの総額を1億4,154万円とするものであります。

次に、承認第4号につきましては、平成29年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第

3号) についてでございます。歳入歳出それぞれ1億1,538万円を減額し、歳入歳出予算それぞれの総額を43億5,075万円とするものであります。

次に、承認第5号につきましては、阿波市国民健康保険条例の一部改正について及び承認第6号につきましては、阿波市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてであります。持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が施行され、都道府県及び市町村にそれぞれ国民健康保険事業の運営に関する協議会を置くことによりまして、条例の一部を改正するものでございます。

次に、承認第7号につきましては、阿波市後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてでございます。持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整備に関する政令等が公布され、後期高齢者医療の住所地特例が見直されたことによりまして、条例の一部を改正するものでございます。

次に、承認第8号につきましては、阿波市税条例等の一部改正についてであります。個人住民税の非課税の範囲の見直しなど、地方税法の改正を受け、関係する条文について阿波市税条例の規定整備を行うものでございます。

次に、承認第9号につきましては、阿波市国民健康保険税条例の一部改正についてでございます。中間所得層の保険税負担に配慮するため、地方税法施行令の一部を改正する政令が公布されたことによりまして、条例の一部を改正するものでございます。

次に、承認第10号につきましては、阿波市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律が改正され、関係する条文について規定整備を行うものでございます。

次に、承認第11号につきましては、阿波市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてであります。放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準省令の改正により、放課後児童支援員の基礎資格等が見直されたことによりまして、条例の一部を改正するものでございます。

次に、承認第12号につきましては、阿波市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてでございます。

介護保険法の一部改正に伴いまして、指定居宅介護支援に関する基準については、市町村の条例で定めることとされたことから、当該基準に関する条例を制定するものでござい

ます。

次に、承認第13号につきましては、阿波市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関し必要な事項を定める条例の一部改正についてでございます。介護保険法の一部改正に伴いまして、新たに共生型サービスの特例が設けられることによりまして、条例の一部を改正するものでございます。

次に、承認第14号につきましては、阿波市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準が改正され、共生型地域密着型サービスに関する基準などの規定が追加されたことによりまして、条例の一部を改正するものでございます。

次に、承認第15号につきましては、阿波市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準が改正され、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設における共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用定員などの規定が追加されたことによりまして、条例の一部を改正するものでございます。

次に、承認第16号につきましては、阿波市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準が改正されまして、医療と介護の連携の強化に関する規定が追加されたことによりまして、条例の一部を改正するものでございます。

次に、承認第17号につきましては、阿波市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。介護保険法施行規則が改正され、主任介護支援専門員の更新時に研修が導入されたことによりまして、条例の一部を改正するものでございます。

以上、提案理由のご説明を申し上げましたけども、議案内容等の詳細につきましては、この後、担当部長等より説明させていただきますので、十分ご審議をいただき、承認賜りますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（森本節弘君） 市長の提案理由の説明が終わりました。

次に、提出されております各議案について補足説明を求めます。

安丸企画総務部長。

○企画総務部長（安丸 学君） 議長の許可をいただきましたので、承認第1号の補足説明をさせていただきます。

承認第1号専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年度阿波市一般会計補正予算（第9号）を別冊のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

平成30年4月13日提出、阿波市長。

予算書の1ページをお願いいたします。

専決第1号平成29年度阿波市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億590万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ207億1,820万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、繰越明許費の変更は、第2表繰越明許費補正による。

第3条、地方債の変更は、第3表地方債補正による。

平成30年3月30日専決、阿波市長。

今回の補正予算につきましては、歳入面では地方交付税や国県支出金などの確定に伴う補正と、歳出面では不用額についての減額補正や平成29年度に作成をいたしました公共施設個別管理計画に基づき、教育施設整備基金等への積み立てを行うなど、予算の最終予算を講じたものでございます。

6ページをお開きください。

第2表繰越明許費補正についてであります。

この補正につきましては、都市再生整備事業及び道路新設改良事業などの6事業について変更をお願いするものでございます。

補正前の金額は、総額で2億2,162万7,000円となっており、全体で6,263万4,000円を減額し、補正後の総額は1億5,899万3,000円となっております。

次に、第3表地方債補正についてであります。

この補正につきましては、公共施設等整備事業債や道路橋りょう債、学校教育施設等整備事業債など、7事業について変更をお願いするものであります。補正前の限度額は総額で9億6,260万円となっており、全体で7,160万円を減額して、補正後の限度額は8億9,100万円となっております。

次に、8ページ、9ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書で主なものについて説明をさせていただきます。

まず、歳入につきましては、1款市税が7,232万9,000円の追加で計34億7,077万9,000円に、6款地方消費税交付金が4,929万8,000円の追加で計5億7,979万8,000円に、10款地方交付税が2億3,476万5,000円の追加で計82億7,237万円に、17款寄附金が1,000万円の追加で計5,077万3,000円に、21款市債が7,160万円の減額で計14億6,830万円となっており、補正後の歳入合計額は207億1,820万円となっております。

次に、10ページ、11ページをお願いいたします。

歳出につきましては、2款総務費で5,182万5,000円の減額で計27億6,236万6,000円に、3款民生費で8,684万5,000円の減額で計65億4,632万円に、8款土木費で4,678万6,000円の減額で計12億5,420万7,000円に、13款諸支出金で6億1,469万9,000円の追加で計16億7,148万7,000円となっており、補正後の歳出の合計額は207億1,820万円となっております。

続いて、歳入歳出の詳細につきまして説明をさせていただきます。

12ページ、13ページをお願いいたします。

まず、歳入についてであります。

1款市税7,232万9,000円の追加となっております。主なものといたしましては、2項固定資産税が5,264万円の追加となっております。これにつきましては、決算見込みによるものでございます。

次に、14ページ、15ページをお願いいたします。

6款地方消費税交付金が4,929万8,000円の追加となっております。これにつきましては、交付金が確定したことによるものでございます。

次に、16ページ、17ページをお願いいたします。

10款地方交付税が2億3,476万5,000円の追加となっております。これにつ

きましては、特別交付税の確定に伴うものであります。

次に、24ページ、25ページをお願いを申し上げます。

17款寄附金1,000万円の追加であります。こちらにつきましては、ふるさと寄附金によるもので、今年度の決算額といたしましては、5,000万円を少し上回る見込みでございます。

続いて、26ページ、27ページをお願いをいたします。

21款市債7,160万円の減額につきましては、主に旧吉野、土成及び金清自然環境活用センターの解体費の請負差額に伴う合併特例債の減額によるものでございます。

次に、歳出についてでございます。

30ページ、31ページをお願いをいたします。

2款総務費5,182万5,000円の減額で、主なものといたしまして、1項総務管理費4,606万5,000円の減額であります。財産管理費1,690万円、一般管理費630万円のそれぞれ減額が主なものでございます。

続いて、36ページ、37ページをお開きください。

2項老人福祉費2,966万5,000円の減額であります。主なものといたしまして、介護保険特別会計繰出金2,269万5,000円の減額であります。

老人福祉費の下段、3項児童福祉費につきましては3,855万9,000円の減額であります。主なものといたしましては、久勝保育所指定管理委託料2,126万9,000円の減額でございます。

続いて、44ページ、45ページをお願いをいたします。

2項道路橋りょう費3,420万円の減額であります。主なものといたしましては、周辺対策事業費2,030万円の減額であります。

続いて、54ページ、55ページをお願いをいたします。

13款2項1目基金費で6億1,469万9,000円の追加となっており、教育施設整備基金3億円、情報システム施設整備基金2億円などの積み立てをお願いするものでございます。

次に、最終58ページをお願いをいたします。

この調書は、6ページの地方債補正の変更に基づき調製をしたものでございます。合計欄の最終当該年度末現在高見込み額は217億4,764万8,000円となっております。

以上、承認第1号の補足の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（森本節弘君） 三浦市民部長。

○市民部長（三浦康雄君） 議長の許可をいただきましたので、承認第2号及び承認第3号について補足説明をさせていただきます。

承認第2号をお願いいたします。

承認第2号専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を別冊のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

平成30年4月13日提出、阿波市長。

予算書の1ページをお願いいたします。

専決第2号平成29年度阿波市の国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,525万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59億4,980万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

平成30年3月30日専決、阿波市長。

2ページ、第1表歳入歳出予算補正をお願いいたします。

今回の補正予算に関しましては、歳入面では実績見込みにより増減を行うとともに、歳出面では決算見込みにより増減額の調整を行ったものでございます。

歳入の主なものにつきましては、1款国民健康保険税が3,442万1,000円の追加で計8億6,598万5,000円に、3款国庫支出金が5,988万2,000円の追加で計13億275万5,000円に、4款療養給付費交付金が1,139万9,000円の減額で計8,571万3,000円に、6款県支出金が2,114万1,000円の減額で計2億1,982万5,000円に、7款共同事業交付金が7,881万5,000円の減額で計12億8,958万9,000円に、9款繰入金金が4,219万8,000円の減額で計8億1,932万2,000円などとなっており、補正額の合計は5,525万円の減額で、補正後の歳入合計額は59億4,980万3,000円となっております。

次に、3ページ、歳出についてでございます。

歳出の主なものについては、2款保険給付費が1億2,299万円の減額で計32億1,262万円に、7款共同事業拠出金が4,718万6,000円の減額で計13億7,752万5,000円に、9款基金積立金が1億2,000万円の追加で計1億2,027万1,000円などとなっております。補正額の合計は歳入と同額の5,525万円の減額で、補正後の歳出合計額は59億4,980万3,000円となります。

以上、承認第2号の補足説明とさせていただきます。

続きまして、承認第3号をお願いいたします。

承認第3号専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年度阿波市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

平成30年4月13日提出、阿波市長。

予算書の1ページをお願いいたします。

専決第3号平成29年度阿波市の農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ234万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,154万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、繰越明許費の変更は、第2表繰越明許費補正による。

平成30年3月30日専決、阿波市長。

2ページ、第1表歳入歳出予算補正をお願いいたします。

今回の補正予算の主なものにつきましては、一条西地区及び柿原東地区の農業集落排水施設管理費について不用額が生じるものにつきまして減額補正の措置を行い、一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

歳入については、5款繰入金が234万円の減額で計1億319万2,000円となっており、補正額の合計は234万円の減額で、補正後の歳入合計額は1億4,154万円となります。

次に、3ページ、歳出についてでございます。

歳出については、1款総務費が64万円の減額で計339万7,000円に、2款事業

費が170万円の減額で計5,733万2,000円となっており、補正額の合計は歳入と同額の234万円の減額で、補正後の歳出合計額は1億4,154万円となります。

次に、4ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費補正でございます。

事業名地方創生汚水処理施設整備事業の補正前の金額800万円を193万3,000円減額し、606万7,000円に変更するものでございます。

以上、承認第2号及び承認第3号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（森本節弘君） 野崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（野崎圭二君） 議長の許可をいただきましたので、承認第4号について補足説明をさせていただきます。

承認第4号専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成30年4月13日提出、阿波市長。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

専決第4号平成29年度阿波市の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億1,538万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億5,075万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

平成30年3月30日専決、阿波市長。

今回の補正予算につきましては、歳入面では国庫支出金や交付金の額の決定に伴い調整を行うとともに、歳出面では不用額が生じる予算について減額を行うものです。

歳入歳出予算事項別明細書で説明をさせていただきます。

6ページ、7ページをお願いいたします。

歳入の主なものにつきましては、1款介護保険料が1,292万5,000円の追加で8億781万3,000円に、3款国庫支出金が5,000万8,000円の減額で10億3,583万2,000円に、4款支払基金交付金が3,916万6,000円の減額

で11億2,939万3,000円に、5款県支出金が1,643万6,000円の減額で5億9,241万2,000円に、8款繰入金で2,269万5,000円の減額で6億8,033万9,000円となっており、補正額の合計は1億1,538万円の減額で、補正後の歳入合計は43億5,075万円となっております。

続きまして、8ページ、9ページをお願いいたします。

歳出の主なものにつきましては、1款総務費が270万円の減額で1億4,244万6,000円に、2款保険給付費が1億560万円の減額で39億8,744万4,000円に、5款地域支援事業費が658万円の減額で1億3,462万3,000円となっており、補正額の合計は1億1,538万円の減額で、補正後の歳出合計額43億5,075万円となっております。

減額の主な要因につきましては、高齢者人口の増加により、介護サービスの利用実績は全体的に拡大し、推移する傾向にあります。総合事業が始まったことや制度改正により居宅介護サービスの利用が想定以上に減少し、また地域包括支援センターが実施している予防事業により施設サービスの利用も減少したため、減額補正となったものであります。

以上、承認第4号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（森本節弘君） 三浦市民部長。

○市民部長（三浦康雄君） 議長の許可をいただきましたので、承認第5号から承認第9号までの5件につきまして、補足説明をさせていただきます。

承認第5号をお願いいたします。

承認第5号専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により、阿波市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

平成30年4月13日提出、阿波市長。

今回の条例改正につきましては、国民健康保険法等の一部を改正する法律が施行され、都道府県及び市町村にそれぞれ国民健康保険事業の運営に関する協議会を置くこととなりました。これに伴い、阿波市国民健康保険条例の一部改正を行うものでございます。

改正内容といたしましては、第1条中、「国民健康保険」の次に、「の事務」を加え、第2条中、「国民健康保険運営協議会」を、「市の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に語句を改めるものでございます。

施行期日は、平成30年4月1日でございます。

以上、承認第5号の補足説明とさせていただきます。

次に、承認第6号をお願いいたします。

承認第6号専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により、阿波市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求め。

平成30年4月13日提出、阿波市長。

今回の条例改正につきましては、先ほどの承認第5号の改正に伴いまして、本条例の別表中の「国民健康保険運営協議会」を、「国民健康保険事業の運営に関する協議会」に語句を改めるものでございます。

施行期日は、平成30年4月1日です。

以上、承認第6号の補足説明とさせていただきます。

次に、承認第7号をお願いいたします。

承認第7号専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により、阿波市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求め。

平成30年4月13日提出、阿波市長。

今回の条例改正につきましては、国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行及び高齢者の医療の確保に関する法律等の一部改正に伴い、阿波市後期高齢者医療に関する条例の一部改正を行うものでございます。

改正内容といたしましては、後期高齢者医療の住所地特例が見直され、国民健康保険の住所地特例を引き継ぐこととなります。

施行期日は、平成30年4月1日でございます。

以上承認第7号の補足説明とさせていただきます。

次に、承認第8号をお願いいたします。

承認第8号専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により、阿波市税条例等の一部を改正する条例を次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求め。

平成30年4月13日提出、阿波市長。

今回の条例改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等が本年3月31日に公布されたことに伴い、関係する条文について阿波市税条例の一部改正を行うものでございます。

主な改正点といたしましては、大きく分けて2点ございます。

1点目は、個人住民税についての改正でございます。

まずは、非課税範囲の見直しでございます。障害者、未成年者等に対する個人住民税の非課税措置の合計所得金額が、125万円以下から10万円引き上げ、135万円以下となります。

次に、基礎控除の見直しでございます。前年の合計所得金額が2,500万円を超える場合は基礎控除の適用がなくなり、2,500万円以下の場合は基礎控除が調整されます。

施行期日は、平成30年4月1日でございます。

2点目は、たばこ税の見直しでございます。

たばこ税の税率が平成30年10月1日から平成33年10月1日まで3段階で、1本当たり1円ずつ引き上げます。また、加熱式たばこについては、現在は重量1グラムを紙巻きたばこ1本に換算して課税されておりますが、重量と価格を紙巻きたばこの本数に換算することとして、平成30年10月1日から5年間かけて段階的に移行します。

以上、承認第8号の補足説明とさせていただきます。

次に、承認第9号をお願いいたします。

承認第9号専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により、阿波市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

平成30年4月13日提出、阿波市長。

今回の条例改正につきましては、地方税法施行令等の一部を改正する政令が本年3月31日に公布されたことに伴い、阿波市国民健康保険税条例の一部改正を行うものでございます。

今回の改正は、限度額が引き上げられるとともに、5割軽減及び2割軽減の軽減判定所得が改正されることとなりました。課税限度額につきましては、国保税の医療分の基礎課税分に係る課税限度額は4万円引き上げられ、医療分、支援分、介護分の合計で、課税限度額は現行の89万円から93万円となります。

次に、5割軽減については、対象となる世帯の軽減判定において、被保険者に乗ずる金額を27万円から27万5,000円に、また2割軽減については49万円から50万円に、それぞれ軽減が拡大されます。

施行期日は、平成30年4月1日です。

なお、承認第5号から承認第9号までの改正はいずれも全国一律の改正となっております。

以上、承認第5号から承認第9号についての補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（森本節弘君） 野崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（野崎圭二君） 議長の許可をいただきましたので、承認第10号から承認第17号について補足説明をさせていただきます。

初めに、承認第10号をお願いいたします。

承認第10号専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により、阿波市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

平成30年4月13日提出、阿波市長。

今回の条例改正につきましては、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、いわゆる認定こども園法の一部改正により、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園等に係る事務権限が、都道府県から市町村に移譲されることとなったため、条例の一部を改正するものです。

主な改正内容といたしましては、本条例第15条第1項第2号中、引用条項の同条第9項を同条第11項に改めるものです。

施行期日につきましては、平成30年4月1日となります。

以上、承認第10号についての補足説明とさせていただきます。

次に、承認第11号をお願いします。

承認第11号専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により、阿波市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

平成30年4月13日提出、阿波市長。

今回の条例改正につきましては、児童福祉法の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が平成30年3月30日に公布されたことに伴い、本条例の一部を改正するものです。

主な改正内容といたしましては、事業を行う事業者は、事業の支援単位ごとに放課後児童支援員を2名以上置くこととされており、基準省令の改正に伴い、放課後児童支援員の基礎資格等について、教員免許の更新を受けていない場合の取り扱いを明確にし、有効な教員免許を取得した者を対象といたしました。また、一定の実務経験があり、かつ市町村長が適当と認めた者に対象を拡大することを追加いたしました。

施行日につきましては、平成30年4月1日となります。

以上、承認第11号についての補足説明とさせていただきます。

次に、承認第12号をお願いします。

承認第12号専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により、阿波市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例を次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成30年4月13日提出、阿波市長。

今回の条例の制定につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による介護保険法の一部改正に伴い、指定居宅介護支援に関する基準を市町村の条例で定めることとされたことから、当該基準に関する条例を制定するものです。

主な内容といたしましては、高齢者の自立支援に向け重要な役割を担う居宅介護支援事業所の介護支援専門員の支援を充実することを目的として、居宅介護支援事業所の指定権限が徳島県から阿波市に移譲されたところです。また、独自基準といたしまして、指定介護予防支援事業者の介護支援提供記録の保存期間を5年間に義務づける基準を規定いたしました。

施行期日につきましては、平成30年4月1日となります。

以上、承認第12号についての補足説明とさせていただきます。

次に、承認第13号をお願いします。

承認第13号専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により、阿波市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関し必要な事項を定める条例

の一部を改正する条例を次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めらる。

平成30年4月13日提出、阿波市長。

今回の条例改正につきましては、同じく介護保険法の一部改正に伴い、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定について、新たに共生型サービスの特例を設けられるため、条例の一部を改正するものです。

主な改正内容といたしましては、訪問看護、通所介護等の居宅サービス等に係る事業所について、児童福祉法の指定を受けているものから指定の申請があった場合において、都道府県または市町村の条例で別途定める基準を満たしているときは、当該基準に照らして指定を行うことができるものです。

施行期日につきましては、平成30年4月1日となります。

以上、承認第13号についての補足説明とさせていただきます。

次に、承認第14号をお願いします。

承認第14号専決処分の承認を求めらることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、阿波市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めらる。

平成30年4月13日提出、阿波市長。

今回の条例改正につきましては、介護保険法の規定により、市の条例で定められている指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準は、厚生労働省令で定める基準に従い定めらるっており、厚生労働省令の改正に伴い、条例の一部改正を行うものです。

主な改正内容といたしましては、1点目として、共生型地域密着型サービスに関する基準についての規定を追加。

2点目として、共用型指定認知症対応型通所介護の利用定員の規定を追加。

3点目として、事業者等に対して身体的拘束の適正化を図るために必要な措置の規定を追加してらる。

施行期日につきましては、平成30年4月1日となります。

以上、承認第14号についての補足説明とさせていただきます。

次に、承認第15号をお願いします。

承認第15号専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により、阿波市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めらる。

平成30年4月13日提出、阿波市長。

今回の条例改正につきましては、介護保険法の規定により、市の条例で定められている指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準は、厚生労働省令で定める基準に従い定めており、厚生労働省令の改正に伴い、条例の一部改正を行うものです。

主な改正内容といたしましては、1点目として、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用定員の規定を追加しております。

2点目として、事業者の身体的拘束等の適正化を図るため、必要な措置を講じる規定を追加しております。

施行期日につきましては、平成30年4月1日となります。

以上、承認第15号についての補足説明とさせていただきます。

次に、承認第16号をお願いします。

承認第16号専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により、阿波市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めらる。

平成30年4月13日提出、阿波市長。

今回の条例改正につきましては、介護保険法の規定により、市の条例で定められている指定介護予防支援等の事業の人員、設備及び運営に関する基準は、厚生労働省令で定める基準に従い定められており、厚生労働省令の改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

主な改正内容といたしましては、介護予防のための効果的な支援を行うため、医療介護の連携の強化に関する規定を追加しております。

施行期日につきましては、平成30年4月1日となります。

以上、承認第16号の補足説明とさせていただきます。

次に、承認第17号をお願いいたします。

承認第17号専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により、阿波市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成30年4月13日提出、阿波市長。

今回の条例改正につきましては、介護保険法施行規則の一部改正に伴い、条例の一部改正を行うものです。

主な改正内容といたしましては、主任介護支援専門員の更新時期に研修が導入されたことから、研修の受講に係る経過措置として、経過措置期間が終了するまで主任介護支援専門員とみなす規定を加えております。

施行期日につきましては、平成30年4月1日となります。

以上、承認第10号から承認第17号についての補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（森本節弘君） 以上で補足説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

承認第1号から承認第17号までの計17件を、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本節弘君） 異議なしと認め、承認第1号から承認第17号までの計17件については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

承認第1号専決処分の承認を求めることについて（平成29年度阿波市一般会計補正予算（第9号）について）から承認第17号専決処分の承認を求めることについて（阿波市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正について）までの計17件を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本節弘君） 異議なしと認めます。よって、承認第1号から承認第17号までの計17件は原案どおり承認されました。

暫時休憩いたします。

午後0時02分 休憩

午後0時10分 再開

○議長（森本節弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

### 追加日程第33 議案第31号 監査委員（議会選出）の選任について

○議長（森本節弘君） 次に、追加日程第33、議案第31号監査委員（議会選出）の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、木村松雄君の退席を求めます。

（16番 木村松雄君 退席 午後0時11分）

○議長（森本節弘君） 市長からの提案理由の説明を求めます。

藤井市長。

○市長（藤井正助君） 議長の許可をいただきましたので、議案第31号監査委員（議会選出）の選任について提案理由のご説明を申し上げます。

次の者を監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定によりまして、議会の同意をお願いするものでございます。

住所につきましては阿波市土成町土成字大木89番地2、氏名は木村松雄、生年月日は昭和26年2月20日でございます。

木村氏は、阿波市議会議員として経験豊富で、行政運営に関しすぐれた識見を有しておりまして、議会議員より選出の監査委員として適任者であると考えますので、ご同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 市長の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本節弘君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第31号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本節弘君） 異議なしと認めます。よって、議案第31号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本節弘君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議案第31号監査委員（議会選出）の選任についてを採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本節弘君） 異議なしと認めます。よって、議案第31号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

（16番 木村松雄君 入場 午後0時13分）

○議長（森本節弘君） ここで監査委員に選任されました木村松雄君のご挨拶があります。ご登壇をお願いいたします。

○16番（木村松雄君） 木村でございます。

ただいま監査委員の選任につきましては、議員の皆様方のご同意賜りまことにありがとうございました。

地方自治体の監査という役割の重要性を痛感しております。今後におきましては、公正不偏の姿勢を保持しながら鋭意努力してまいる所存でございますので、議員の皆様方、また理事者の皆様方のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げ、まことに簡単でございますが、就任のご挨拶とさせていただきます。本日はまことにありがとうございました。（拍手）

○議長（森本節弘君） これをもちまして本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

閉会に当たりまして、市長から挨拶があります。

藤井市長。

○市長（藤井正助君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本臨時会は、阿波市議会議員改選後最初の議会でありましたが、先ほど議長に森本節弘議員、副議長に樫原伸議員が選任され、各常任委員会等の委員長、副委員長を初め委員構成も決定されました。また、広域連合議会の議員並びに組合議会の議員、議会選出の監査委員に木村松雄議員が選任されました。森本議長初め選任されました皆様には、ご就任を心からお祝い申し上げ、市政運営への変わらぬご協力をお願い申し上げますとともに、今後のご活躍をご期待申し上げる次第でございます。

また、本臨時会に提案いたしました議案につきましては、全議案、原案どおり承認いただき、まことにありがとうございました。

最後になりましたが、議員各位におかれましては健康には十分ご留意されまして、引き続き市勢発展のためご活躍いただきますようお願いを申し上げます、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（森本節弘君） これで本日の会議を閉じます。

平成30年第1回阿波市議会臨時会を閉会いたします。

午後0時17分 閉会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

臨時議長

議長

署名議員

署名議員